

〔中古車の広告に新車の写真を流用〕

Q. 広告に登録済未使用車を掲載したいのですが、その車両の写真が間に合わないため、同車種・同グレードの新車の写真を流用して掲載することは可能でしょうか？

【問題となる広告表示の例】

新車の写真を流用

登録済未使用車

スカールレット1.3X 2WD CVT

支払総額 **182.5**万円

車両価格175万円 諸費用7.5万円

■新車保証付き(初度登録から5年又は10万km) ■定期点検整備付き
■走行6km ■修復歴無 ■初度登録2024年 ■検2027年3月 ■シルバー ■車台番号622
■..... ■..... ■..... ■.....

※ 支払総額には、保険料、税金(法定費用含む。)、登録等に伴う費用(検査登録手続代行費用、車庫証明手続代行費用)、リサイクル預託金相当額等、購入時に最低限必要なすべての費用が含まれております。
※ 支払総額は、7月現在、県内登録(届出)で店頭納車の場合の価格です。
お客様の要望に基づくオプション等の費用は別途申し受けます。

A. 規約第13号第1号では、「中古車の写真、イラスト等と販売価格を併用して表示する場合は、その写真、イラスト等に使用している中古車の販売価格を表示すること」としています。

したがって、販売している中古車(登録済未使用車)と同車種・同グレードであっても、新車の写真を使用することはできません。実際に販売している中古車の写真を掲載してください。